

第4章 食の安全の確保と「食」と「農」の結び付きの強化

1 食の安全の確保と消費者の信頼の確保に向けて

(1) 食品の安全の確保

ア 生産段階における取組

(農畜水産物の安全の確保のための調査点検)

農薬・動物用医薬品等の適切な使用状況等の点検

食品の安全を確保するためには、農畜水産物の生産段階において、農薬や動物用医薬品等、生産資材の適切な使用を徹底する必要があります。

中国四国農政局では、平成22年度(2010年度)に、農産物の栽培農家を対象とした農薬の使用状況等調査(米・麦・大豆100件、野菜・果樹602件)、家畜の飼養農家を対象とした飼料の使用状況等の調査(193件)、水産物の養殖経営体を対象とした水産動物用医薬品及び養殖水産動物用飼料等の使用状況の調査(221件)を行いました。

調査の結果に基づき、農薬の使用や家畜及び養殖水産物への飼料、水産動物用医薬品等の適切な使用について指導しました。今後も引き続き、県等関係機関と連携し、生産者等に対して、生産資材等の適正使用の周知徹底を図ります。

(GAP(農業生産工程管理)及びIPM(総合的病害虫・雑草管理)の普及推進)

説明会等の関係者会合でのパンフレットの配布などによる普及・啓発

農林水産省においては、生産から食卓までの食品安全を確保する一環として、農業生産現場にGAP(農業生産工程管理)¹を積極的に導入することとしています。

中国四国農政局では、平成22年(2010年)4月21日に策定された「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」の生産者への普及啓発を図るため、中国四国ブロック説明会を開催するなどの周知を行っています。

中国・四国地域の主要な産地(466)におけるGAPの周知及び取組状況は、平成22年(2010年)3月31日現在で、周知されている産地数は291となっており、このうち、すでに何らかのGAPを実践している産地数は151、導入を検討している産地数は28となっています。

また、農林水産省においては、農薬等による環境への負荷を減らすため、IPM(総合的病害虫・雑草管理)²の導入を進めており、現在までに、11品目の実践指標モデル

¹GAP(Good Agricultural Practice、農業生産工程管理)：

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

²IPM(Integrated Pest Management、総合的病害虫・雑草管理)：

病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)や粘着板(物理的防除)、農薬(化学的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術。

を策定しています。中国四国農政局においても、消費者の部屋でのパネル展示や IPM を実践している農家の方と意見交換を行うなど、IPM の普及に努めました。

(B S E の発生防止及びペットフードの安全性の確保に向けての取組)

飼料原料の適切な管理及びペットフードの安全性の確保のための調査等

平成 13 年(2001 年)に国内で B S E が発生したことを受けて、そのまん延防止のため、肉骨粉等の飼料利用の禁止等の規制措置が行われました。その後、豚肉骨粉等については、一定の条件のもとで、豚・鶏用飼料に利用できるようになりました。中国四国農政局では、飼料用の豚肉骨粉等の原料収集先に対して、他の動物由来のものが混入しないよう適切に管理されているか調査を行っています。

平成 21 年(2009 年)6 月より、ペットフードの安全性の確保を図るため、ペットフードの基準・規格を設定するとともに、これらの基準・規格に合わないペットフードの製造等の禁止、製造・輸入業者の届出の義務化等の措置を定めた「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が施行されました(当面は犬・猫用のペットフードのみが対象。)。中国四国農政局では、ペットフードの製造・輸入業者の届出の受付や販売業者に対する立入検査を実施しています。

(高病原性鳥インフルエンザ等への対応)

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて体制を整備

中国四国農政局では、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの発生に備え、緊急時初動対応訓練の実施やこれら家畜伝染病に関する知識を深めるため、防疫服脱着訓練をはじめとした講習会を開催し、迅速かつ的確な対応ができるよう体制整備に努めました。

平成 22 年(2010 年)4 月 20 日に宮崎県において口蹄疫の発生が確認され、その後 7 月までの間に 292 例の発生が確認されました。このため、口蹄疫の感染拡大を防ぐために約 30 万頭の患畜・疑似患畜及びワクチン接種家畜を殺処分するなどの防疫措置が実施されました。この防疫措置を支援するため、中国四国農政局から 129 名の職員を宮崎県へ派遣しました。

また、11 月 29 日に島根県安来市内の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1 亜型(強毒タイプ))の発生が確認されたことから、感染拡大防止のため、この農場で飼養されていた約 2 万羽の鶏の殺処分・焼却、汚染物品の焼却及び鶏舎の消毒作業等の防疫措置が実施されました。この防疫措置等を支援するため、中国四国農政局から 127 名の職員を派遣しました。

イ リスクコミュニケーション等の推進

消費者に対する食品安全等の情報提供を実施

(食品安全に関するセミナーの開催)

平成 22 年(2010 年)10 月 27 日岡山県玉野市で、食品安全の科学的考え方について

消費者の方の理解を深めていただくため、「食品安全の基礎知識に関する消費者向けセミナー」を開催しました。受講者は消費者団体会員の30名の方が参加しました。

セミナーは、残留農薬基準の設定の考え方を知っていただくとともに、受講者が約6名のグループとなり、「日ごろ何を基準に食品を選んでいるか」についてグループディスカッションを行いました。アンケート結果では、参加者の多くの方から、「セミナーの内容が役に立った」と回答がありました。

（「食と農の知っ得講座」の実施）

消費者等へ食の安全等に係る知識の普及を図るため、中国四国農政局では、食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイド、食料自給率と日本型食生活、食品リサイクル、農業・農村の多面的機能等、食と農に関するトピックスについて、正しい情報を分かりやすく提供する「食と農の知っ得講座」を実施しています。

平成22年度(2010年度)は421回開催し、延べ約1万3千人が受講しており、多数の受講者から、「わかりやすかった」との回答を得ています(平成23年(2011)年3月末現在)。

（2）消費者の信頼の確保

ア 食品表示の適正化に向けた取組

制度の普及啓発、各種監視の取組により食品表示の適正化を一層推進

（食品表示をめぐる情勢）

平成22年度(2010年度)においても全国で食品事業者による期限表示の改ざんや偽装などの不適正表示事案が相次いで発生し、消費者の食品表示に対する信頼が大きく損なわれました。中国・四国地域では不適正表示事案12件について、国や県、県から権限移譲を受けた市により「JAS法」³に基づく指示・公表の措置が行われました(表-4-1)。

このようななか、広く国民から食品表示に関する疑問や相談等を受け付ける「食品表示110番」窓口へ寄せられた問合せ等の受付総数は、中国・四国地域で2,571件(平成22年(2010年)4月~23年(2011年)3月。対前年同期比82.7%)となっており、うち表示違反疑義情報の提供件

表 - 4 - 1 JAS法に基づく措置状況
(中国・四国地域)

単位：件

措置年度	計	措置を行った行政機関別		
		国	県	市
19年度	13	2	11	-
20年度	24	12	11	1
21年度	19	7	12	-
22年度	12	5	6	1

資料：中国四国農政局調べ

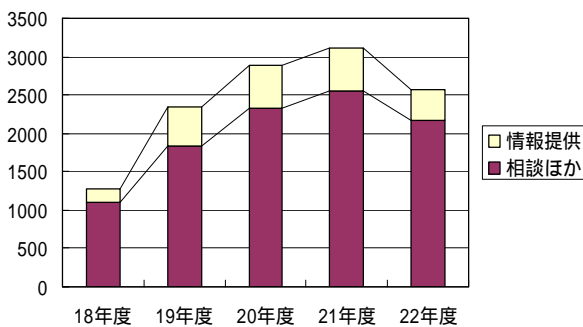
³ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)。

数は 395 件（同 70.7%）とそれぞれ減少しました（図 - 4 - 1）。

この背景としては、国や県の関係部局や団体等による食品表示適正化の各種取組が進められた結果、食品事業者に対する表示ルールが着実に浸透したほか、Web サイトなど食品表示関連情報の入手先が整備されてきたことなどによるものと考えられます。

JAS 法に係る表示違反に対する措置を決める判断基準として、平成 21 年（2009 年）1 月 29 日に「指示・公表の指針」⁴ が決定・公表されています。指針では、表示違反に対する措置は、指示（公表）を原則とし、指導（非公表）にとどめるのは「常習性がなく過失による一時的なものであり、かつ、直ちに改善方策を講じている場合」に限ることとしています。平成 23 年（2011 年）1 月からはこの指針の運用を改善し、

図 - 4 - 1 食品表示 110 番の受付状況（中国・四国管内）



違反した事業者がとるべき「改善方策」として、単に「表示の是正や商品の撤去をしている」だけでなく、「事実と異なる表示を拠りどころとして購入した消費者や取引先に対し、社告、Web サイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供していることも重要である」との考え方にに基づき対処しています。

（食品表示制度の普及啓発について）

食品表示の適正化を図る上で、食品事業者に食品表示のルールを周知することが必要不可欠です。また、単にルールを周知するだけでなく、事業者としてのコンプライアンス意識（法令等を遵守する心構え）を高める必要があります。

中国四国農政局では、JAS 法に基づく食品表示制度について理解してもらうため、食品事業者向けの「食品表示適正化技術講座」、「食品表示セミナー」等を開催しています。

特に平成 22 年度（2010 年度）からは、中国・四国地域における「フードチェーン食品表示信頼性向上プロジェクト」の一環として、コンプライアンスに関する講義を含む「食品表示特別セミナー」を中国・四国地域 9 県で計 21 回（参集人数 1,537 人）開催しました。また、同プロジェクトの一環として、セミナー等に参加しにくい小規模事業者等



食品表示特別セミナー（福山市）

⁴農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第 19 条の 14 の指示及び指導並びに公表の指針（平成 21 年 1 月 29 日決定）。

からの要請に対し、食品表示Gメン⁵が出向いて個別に表示ルールの説明等を行う「食品表示さわやか座談会」の取組を開始しました。

そのほか、消費者等広く国民を対象とする、食品表示に関する講習会も開催しています。

今後も、各地域でセミナー等を開催するほか、関係団体等の要請に応じた講師派遣などを行い、制度の普及啓発に努めます。

(普及啓発の主な取組)

- ・食品表示適正化技術講座（広島市、高松市の2会場で延べ4回）
- ・食品事業者向け「食品表示セミナー」（中国・四国地域135回）及び相談会（同42回）
うち食品事業者向け「食品表示特別セミナー」（同14回）
- ・食品事業者向け「食品表示さわやか座談会」（同12回）
- ・消費者向け講習会・説明会（同137回）
- ・消費生活展等での展示（同104回）

(食品表示Gメンによる監視)

中国四国農政局では、食品表示の監視業務の一環として、食品表示Gメンが日常的に小売店舗等を巡回して立入検査を行い、生鮮食品（有機農産物や特別栽培農産物を含む。）の名称や原産地の表示状況及び真正性のチェック、加工食品の原料原産地表示の確認等を行っています。

(消費者と連携した監視)

消費者等から「食品表示110番」へ寄せられた疑義情報に対しては、必要に応じ立入検査等を行い、不適正な事実が確認されたものについてはJAS法に基づき厳正に対処しました。

また、一般消費者が日常の購買活動を通じて食品の表示状況をモニタリングする「食品表示ウォッチャー」（全国約1,000名）を委嘱し、不適正な食品に関する情報等の収集を行いました。



食品表示ウォッチャーとの意見交換(徳島市)

(関係機関との連携)

食品表示に関する法令には、JAS法のほかに食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等があり、食品表示の適正化を図るには、これら関係法令を所管する関係機関との連携が大切です。また、悪質な事件等については、各県警察本部等、警察組織との連携が必要となります。

中国・四国地域においては、国の関係機関を構成員とする連絡会議を設置し、

⁵ 食品表示を担当する農林水産省の職員。

協力・連携体制の維持・強化を図ってきました。「中国四国地域食品表示監視連絡会議」では、毎年「中国四国地域食品表示行政担当者研修会」を開催し、国や県等の食品表示行政担当職員のレベルアップと連携強化を図っています。

また、営業倉庫内での偽装等を未然に防止するため、地方運輸局等の協力を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を毎年開催し、情報交換及び連絡体制の強化等を図っています。

さらに、各県段階でも、県等のJAS法担当部局との日常的な連携はもとより、県警本部、県等機関の参画を得て「食品表示監視協議会」（名称は県により異なる。）を設置・開催し、連絡体制の確保と情報の共有化を推進しています。

中国四国農政局では、今後も関係機関との連携を図り、不適正な事案等への迅速かつ的確な対応に努めます。

イ トレーサビリティ⁶の普及 （食品トレーサビリティの普及）

普及の取組を強化するため、県との意見交換会を開催

食品トレーサビリティについて、生産者、食品事業者の自主的な取組を促進するため、中国・四国地域の各県と連携し普及に努めています。

平成22年(2010年)9月に各県との意見交換会を実施するとともに、各県を通じて生産者における出荷記録の作成・保存に関する実態調査を行い、取組状況を把握しました。その結果、出荷記録を自ら記帳している生産者は、全体の約半数であることが判明しました。今後、出荷記録の記帳や出荷先から受領する出荷伝票等の保存等の取組を向上させるため、さらなる食品トレーサビリティの普及啓発が必要です。

（牛トレーサビリティ制度の適正な運用のための監視・指導）

牛の管理者及び牛肉の販売業者等に対する監視・指導等

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）に基づく牛トレーサビリティ制度は、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施や牛肉に対する消費者の信頼を確保するため重要な役割を果たしています。

中国四国農政局では、牛トレーサビリティ制度の信頼を確保するため、牛飼養農家、と畜者、販売業者及び特定料理業者に対する調査を行い、耳標の装着、出生・異動等の届出、個体識別番号の表示等に関する不適正な事例に対して指導を行いました。

また、消費者に当該制度に関する理解を促すため、引き続き、消費者向け講座など各種会議において制度の説明やパンフレットの配布等により啓発に努めました。

⁶ トレーサビリティとは食品の移動を把握できることであり、トレーサビリティを確立すれば、食品事故があったときの原因究明や食品回収などがより迅速に行えるようになる。

ウ 消費者への情報の提供と相談の受付

消費者と農林水産行政等の対話や交流を図る場として「消費者の部屋」を設置

中国四国農政局及び農政事務所では、地域の消費者と農林水産行政等について対話や交流を図るための場として、岡山第2合同庁舎1階ロビー等に「消費者の部屋」を設置しています。

「消費者の部屋」においては、消費者行政の一環として消費者に対する農林水産行政、食の安全等についての情報提供や普及・啓発のため、年間展示計画によりテーマを定めて、パネル及びそれに関連した農林水産物の展示やパンフレット等の配布を行っています（平成22年度(2010年度)展示回数58回）。

また、多くの消費者に、より効果的に情報提供や啓発を行うために、各種イベント等において「移動消費者の部屋」を開設し、パネル展示等を行っています。

さらに、消費者相談窓口を設置して、食に関する様々な相談を電話、FAX、Eメール等により受け付けています。平成22年度(2010年度)の相談件数は401件となり、その主な内容は、食品の安全性や農政に関することでした。

事例：「移動消費者の部屋」の開設

平成22年(2010年)6月22日に岡山駅地下一番街（イルカの広場）において、「食の大切さを農業とともに考えよう！」をテーマに「食」や「農」に関するパネルやフードサンプルの展示、パンフレットの配布を行いました。

また、（社）岡山県栄養士会の協力により、食事バランスガイドを活用した食生活相談コーナーも開設して、多くの来場者に食生活のアドバイスを行いました。



エ 米穀の適正流通の確保に向けた取組

米穀の流通監視による消費者の信頼確保

（用途限定米穀の適正な取扱いの確認）

中国四国農政局では、用途限定米穀⁷の横流し禁止等米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を定めることを内容とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」（改正食糧法）に関する説明会等を通じ、引き続き生産者、需要者等への周知を行いました。

また、改正食糧法が平成22年(2010年)4月から施行されたことに伴い、平成22年

⁷ 政府又は米穀安定供給確保支援機構が用途を飼料用など主食用以外に限定する旨の条件を付して売り渡した米穀。
需給調整の枠組みの中で、加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米等）などの用途を限定して生産又は出荷された米穀。

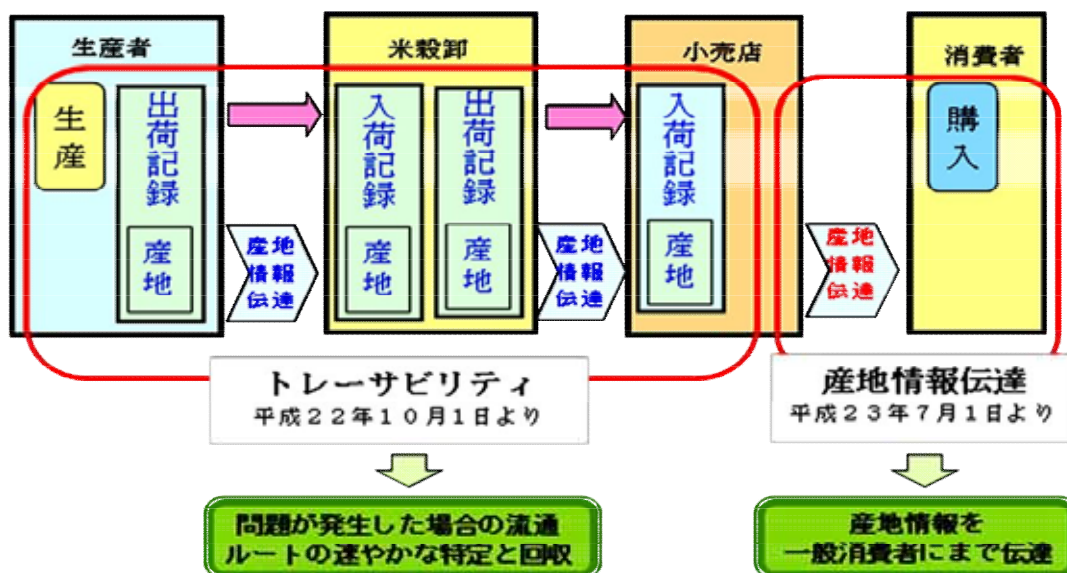
度(2010年度)においては、用途限定米穀が適正に取り扱われているかどうかの確認を行いました。

(米トレーサビリティ法の周知)

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が平成22年(2010年)10月から施行され、対象事業者における取引等の記録の作成・保存が義務付けられました。

さらに、平成23年(2011年)7月から米穀等の産地情報の伝達が義務付けられることから、中国四国農政局では、説明会の開催などを通じ、対象事業者及び消費者に制度の周知を行いました。

米トレーサビリティ法の概要



2 食育の推進

(1) 地域と連携した食育の推進

ア 「食育月間」におけるパネル展等の開催

「食育月間」において、中国・四国地域各県でパネル展等を58回開催

食育の推進に当たっては、平成17年(2005年)6月に「食育基本法」が制定され、平成18年(2006年)3月に策定された「食育推進基本計画」に基づき各種取組を実施しています。

「食育推進基本計画」では、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」としており、「食育月間」には様々な機会を通じて、「食」に関する幅広い情報・知識の発信に努めることにより、国民一人ひとりの食育への関心を高め食育を国民運動として推進することとされています。

このため、「食育月間」には、中国・四国地域各県において関係機関と連携しパネル展を実施しました。



広島県でのパネル展の様様



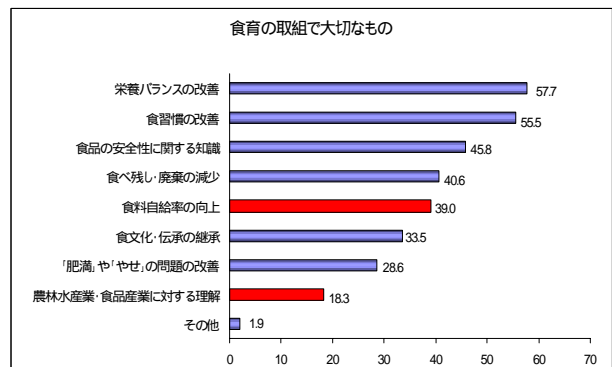
香川県でのパネル展の様様



愛媛県でのパネル展の様様

パネル展では、食育に関するアンケートを行いました。「食育の取組で大切なものは何か」との問いでは、「食料自給率の向上」、「農林水産業・食品産業に対する理解」と答えた人の割合が、昨年よりわずかに増えたものの依然として低く、「農」に対する理解を深める、より一層の取組が必要となっています(図 - 4 - 2)。

図 - 4 - 2 食育の取組で大切なもの



資料：中国四国農政局調べ

イ 中国四国食育ネットワークの運営

中国四国食育ネットワーク会員向け会報誌を4回発行

食育を国民運動として取り組むためには、多様な関係者による連携・協力が必要です。そのため中国四国農政局では関係者間の情報交換の場として、平成19年(2007年)6月に「中国四国食育ネットワーク」を設立しました。

会員の活動を中国四国農政局のホームページで紹介するほか、会員のイベント情報等を紹介する「食育だより」の発行や「中国四国食育ネットワークメールマガジン」を広く配信しています。また、平成22年(2010年)からは、新たな交流の場となるよう会報誌を4回発行しました。

(平成23年(2011年)2月末現在会員数：183団体(個人))

中国四国農政局ホームページ

「食育ひろば」「中国四国食育ネットワーク」

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/network.html>



食育ネットワーク会報誌

(2) 「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進

食生活を見直すきっかけ作りとして大学生を対象にアンケートを実施

社会経済の変化や食の洋風化に伴い、油脂類の過剰摂取等による栄養バランスの崩れや朝食の欠食など食生活の乱れが問題となっています。

このため、中国四国農政局では、1日に「何を」、「どれだけ」食べたらよいかの目安をコマのイラストでわかりやすく示した「食事バランスガイド」を活用し、お米を中心に魚、肉、野菜等多様な副菜から構成された「日本型食生活」の実践を推進しています。

昨年に続き、大学生・短大生を対象に正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、食事バランスガイドの実践体験や食生活に関するアンケート調査を実施しました。

中国四国農政局管内の大学・短大の学生に対する食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査結果概要

～朝食を「ほとんど毎日食べている人」は約7割～

- ・ 実施時期 平成22年(2010年)6～7月
- ・ 食事バランスガイド実践体験 1,235名
- ・ 食生活に関するアンケート調査 2,283名



(3) 教育ファーム(農林漁業体験学習)の取組の推進

「食の大切さを農業とともに考えよう！」をテーマに管内各県で意見交換会を開催

中国四国農政局では、農林漁業の体験活動を通して「食の大切さ」、「農林漁業の素晴らしさ」を学ぶ「教育ファーム」⁸の取組を推進しています。

平成18年(2006年)3月に策定された「食育推進基本計画」では、教育ファーム推進計画を策定し取組を行っている市町村の割合を60%に増やすことが目標とされていることから、市町村の推進計画策定に向け働きかけを行いました。

また、教育ファームを推進するため、「食の大切さを農業とともに考えよう！」をテーマに意見交換会を中国・四国地域の各県で開催しました。

⁸ 「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。

教育ファーム意見交換会～「ひと・もの・こと」を活かした教育ファームの実践

平成 23 年(2011 年) 1 月 27 日、島根農政事務所は島根県教育委員会の後援のもと、教育ファームの一層の推進を目的に意見交換会を開催しました。教育関係者、生産者団体、行政担当者など 30 名が参加し、講演の後、グループに分かれて意見交換、最後に全体での意見交換を行いました。教育現場における推進は、「校長のリーダーシップが大事」、「子どもたちに何を身に付けさせたいのか目的をしっかりと持つことが大事」など多くの貴重な意見が出されました。



終了後のアンケートでは、「実際に会って話すことで、今後の連携につながる」などの感想がありました。

食育実践指導者との食育に関する意見交換会

平成 23 年(2011 年) 3 月 5 日、香川農政事務所は香南アグリーム（香川県高松市）で、教育ファームの推進に向け、食育の実践指導者を対象とした意見交換会を開催しました。



29 名の参加者は、ほ場でジャガイモの植え付けと水菜の種まきを行いました。講演の後の意見交換会では、「教育ファームに取り組む際のほ場等の確保の問題」、「食育の指導者が体験することの必要性」など活発な意見交換が行われました。また、多くの参加者が「農業体験は良かった」とアンケートに回答しています。

(4) 食と農をつなぐ食育活動の推進

食と農をつなぐ食育活動の推進のため、事例集の作成や意見交換会を開催

「食」を支える「農」は、生きる力を育む上で重要な役割を果たしています。農は食の大切さを実感できる場所であり、食と農をつなぐ役割は極めて重要です。中国四国農政局では、平成 22 年度(2010 年度)から食育の一環として「食農教育」を一層推進することとし、「食と農をつなぐ食育活動」の働きかけを行いました。

中国・四国地域で、農業への理解を通じ、食の大切さや感謝の気持ちを深める食育活動に取り組まれている事例を収集し、「中国四国『食と農をつなぐ食育活動』」事例集を作成しました。



中国四国「食と農をつなぐ食育活動」事例集

事例：一味同心塾「命を育む食の大切さ、食材を育む農の大切さを伝えたい」

「一味同心塾」は、平成 12 年(2000 年)に島根県奥出雲町の旧家を改修して作られた交流館で、料理研究家の中村成子先生を館長に「食と農」をテーマとした交流事業の拠点となっています。

昔ながらの農法で田植えや野菜作りをしながら、地元の食材を使った家庭料理の講習会や農業の体験会を行っており、県内外から年間 1,000 人以上が集います。

農業体験交流会のほか、地元の小学校の稲作の勉強会にも参加し、料理作りなどを通じた食育を行っています。



食と農をつなぐ食育活動の推進のため、大学生向け、食品事業者向け、栄養教諭向けリーフレットを作成し働きかけを行いました。

また、食べ物を大切にしたり感謝する心が希薄になりつつあるなか、農を知ることにより食への関心や意識が高まることを目的に、大学の食育サークルの学生や栄養教諭・学校栄養職員と農業体験を伴う意見交換会を開催しました。

栄養教諭・学校栄養職員との食育に関する意見交換会

～食の大切さを農業とともに考えよう！～

平成 22 年(2010 年) 8 月 25 日、体験学習農園(岡山県吉備中央町)で農業体験を伴う意見交換会を開催しました。栄養教諭等 27 名の参加者は、冬野菜の種まきやトマトの収穫などの体験の後、昼食では岡山県産米粉カレールーを使用した県産自給率 100%カレールの試食をしました。

また、講演と意見交換を行い、参加者からは「クワを使い種を蒔くことで、命の大切さや感謝の心をしみじみと感じた、子どもたちに体験を通して伝えていきたい」などの意見がありました。



徳島大学の学生との食育に関する意見交換会

～食の大切さを農業とともに考えよう！～

平成 22 年(2010 年) 11 月 14 日、えんたのれんこん推進会議ほ場(徳島県鳴門市)で、徳島大学食育サークル「CAERUの会」の学生とれんこん掘りの農作業体験を行った後、意見交換会を開催しました。

参加した学生からは「食育を普及するためには知識だけでなく、体験がなければ理解してもらえないので良い経験になった」、「生産者の方の意見を聞く機会を増やしたい」などの意見がありました。

終了後のアンケートでは、「食育活動をしている団体等をつなぐネットワークの強化」「農業を考えるきっかけづくりの提供」などの要望がありました。



3 地産地消の推進に向けて

地産地消を推進するための様々な取組

(1) 地産地消の推進に向けた法律の制定

近年の食の安全や食料自給率の向上に対する関心の高まりを受け、中国・四国地域においても、これまでに多くの市町村や農業団体等により地産地消を推進するための計画が策定されてきました（平成 23 年(2011 年) 3 月末現在で 154 件）。さらに、最近では地産地消を推進する条例を制定する自治体もみられるようになりました。

平成 22 年(2010 年) 11 月には、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出（農業の 6 次産業化）や地域の農林水産物の利用促進（地産地消の推進）を目的とした「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称「六次産業化法」）が制定され、12 月にはその一部が施行されました。この法律の第 3 章に、地産地消の定義や理念のほか、国及び地方公共団体による施策の実施に関する規定等が盛り込まれています。

(2) 地産地消の取組の核となる直売所

食料・農業・農村基本計画において、直売所は地産地消推進の取組の核として位置付けられています。

中国・四国地域の直売所の設置数は、平成 17 年(2005 年)に 1,530 施設(2005 年農林業センサス)でしたが、平成 22 年(2010 年)には 1,655 施設(2010 年世界農林業センサス)となっており、この 5 年間で 125 施設(8.2%)増加しています。施設数について、県別にみると、広島県が 301 施設と一番多く、次いで山口県の 281 施設、島根県の 194 施設となっています（表 - 4 - 2）。

表 - 4 - 2 直売所の設置状況の推移と運営主体別内訳（中国・四国地域）

(単位:施設)

	2005	2010	運営主体			
			地方公共団体	第 3 セクター	農業協同組合	その他
全 国	13,538	16,816	203	450	2,304	13,859
中国四国	1,530	1,655	29	80	364	1,182
鳥取県	101	147	-	6	58	83
島根県	139	194	-	10	33	151
岡山県	185	172	11	14	42	105
広島県	399	301	6	7	33	255
山口県	270	281	4	3	41	233
徳島県	120	125	-	3	25	97
香川県	60	90	1	8	38	43
愛媛県	144	185	2	16	43	124
高知県	112	160	5	13	51	91

資料:農林水産省「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」

注:2005年は、全域が市街化区域に含まれる農業集落の値は含まれていないため、単純な比較はできない。

全国地産地消推進協議会⁹では、地産地消の推進に向けて地域の個性を活かした創造的かつ将来性のある団体又は個人を表彰する事業（地産地消優良活動彰）を実施していますが、平成 22 年度(2010 年度)は山口県萩市の「道の駅・萩しーまーと」が農林水産大臣賞を受賞しました。同道の駅は、少量多種類のさかなを水揚げする萩漁港に隣接した直売所を併設した道の駅であり、地場鮮魚の新たな需要を掘り起こし、直売所が市民の台所として、また観光客の交流の場として定着しており、その取組が評価されました。

地産地消優良活動表彰で「道の駅・萩しーまーと」が農林水産大臣賞を受賞！

ふるさと萩食品協同組合は、鮮魚仲買や水産加工品製造業者と萩市内の漁協が協力して平成 12 年(2000 年)に設立した組合です。本組合では、平成 13 年(2001 年)に臨海の地産地消拠点施設として「道の駅・萩しーまーと」を開業し、萩市および県内周辺都市の消費者に対し、新鮮・安全・安価な地元産農水産物を供給する、全国有数の地域物産販売額を上げる道の駅です。



道の駅・萩しーまーと外観



直売所内部の様子

「道の駅・萩しーまーと」では、直売のほかにも地域農水産物の情報発信、萩市広域ツーリズムの情報拠点、魚食普及・食育の拠点機能、新規加工商材の開発など、地産地消の多機能拠点として多彩な活動を展開するなど、多彩かつ積極的な取組で、萩市の地産地消活動の中心的存在となり、地域農水産業の活性化に大きく寄与しています。

(3) 地域の地産地消の取組を支援する「地産地消の仕事人」

農林水産省では、各地域の地産地消の取組の推進や消費者の関心を深めることを目的に、地産地消の取組に関する知見や経験を有し各地域で優れた地産地消の取組に貢献している人を「地産地消の仕事人」として選定しています。

平成 22 年度(2010 年度)は全国で 42 人を選定し、そのうち中国・四国地域においては、直売所「星の郷産直プラザ」の設置・運営や地場産農産物の商品開発に貢献した岡山県井原市の張谷和弘(はりたに かずひろ)氏、学校給食共同調理場への食材供給の実現に尽力した香川県さぬき市の古市千晴(ふるいち ちはる)氏、「愛媛県乾燥し

⁹ 全国地産地消推進協議会は、地産地消の全国展開を図ることを目的として平成 18 年 12 月に設立された任意団体。

いたけ」の生産振興と乾燥しいたけの加工品などを考案した愛媛県松山市の松本泰(まつもと やすし)氏、農家レストランや市民農園を併設した直売所の開設運営に中心的な役割を果たした愛媛県今治市の西坂文秀(にしざか ふみひで)氏の4人が選定されました。地産地消に関する知見や経験を活かし、今後とも地産地消推進のリーダー的な役割が期待されているところです(表 - 4 - 3)。

表 - 4 - 3 平成22年度に選定された「地産地消の仕事人」(中国・四国地域)

県名	市町村名	氏名	所属
岡山県	井原市	張谷和弘	星の郷青空市株式会社 代表取締役
香川県	さぬき市	古市千晴	香川東部青果株式会社 代表取締役社長
愛媛県	松山市	松本 泰	愛媛県森林組合連合会
愛媛県	今治市	西坂文秀	越智今治農業協同組合直販開発課課長 (兼)農産物直売所「さいさいきて屋」店長



張谷氏



古市氏



松本氏



西坂氏

4 食品産業等の現状

(1) 食品産業の動向

中国・四国地域の食品製造業の規模は、低価格志向等のなか縮小傾向が続いていましたが、製造品出荷額は平成19年(2007年)に増加に転じ、2年連続で前年実績を上回りました。

一方、平成9年(1997年)をピークに減少傾向であった外食産業の市場は、平成18年(2006年)から2年連続で前年実績を上回りましたが、平成20年(2008年)には再び減少しています。女性の就労率の向上、個食化等を背景に拡大してきたそう菜・弁当類等中食産業の市場規模は、平成20年(2008年)に前年実績をわずかに下回りました。

ア 食品製造業の動向

製造品出荷額は2年連続で前年実績を上回る

食品製造業は、地場産業として農水産物の加工作業を地域雇用等の促進に結び付けるなど、地域経済において重要な役割を果たしています。平成20年(2008年)12月末現在の中国・四国地域における食品製造業は、事業所数が4,542か所(前年比103%)、

従業者数が12万4千人（同100%）、製造品出荷額が2兆7,956億円（同102%）となっています（表 - 4 - 4）。

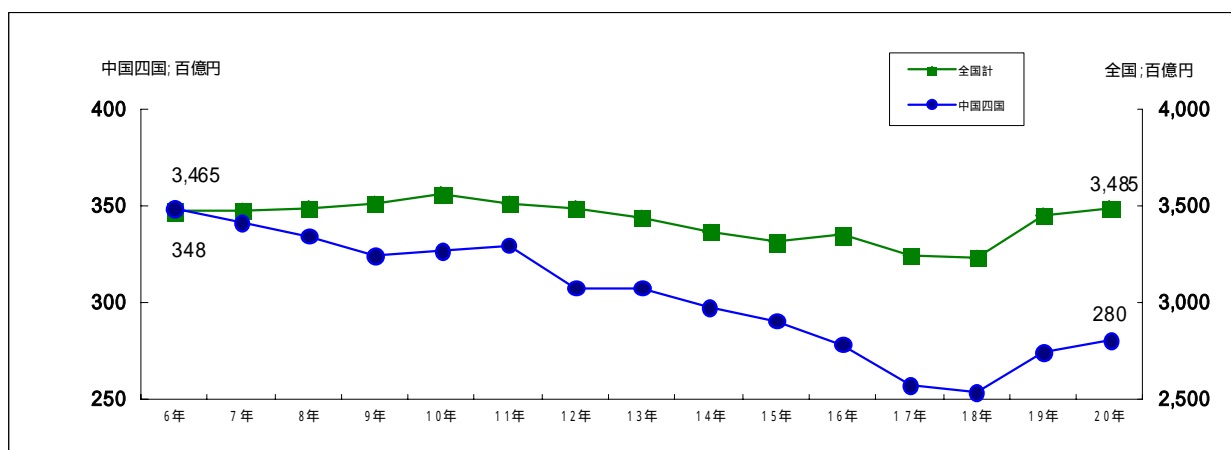
減少が続いていた製造品出荷額は、平成19年(2007年)に増加に転じ、2年連続で前年実績を上回りました。事業所数、従業者数、製造品出荷額のいずれもシェアは横ばいです。

なお、平成6年(1994年)の製造品出荷額と比較すると、全国の0.6%増に対して中国・四国地域では19.6%減となっています（図 - 4 - 3）。

表 - 4 - 4 食品製造業の動向

区 分	事業所数（箇所）			従業者数（千人）			製造品出荷額（億円）		
	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年
中国四国	4,498	4,426	4,542	123	124	124	25,268	27,442	27,956
山陰	703	704	698	16	15	15	3,198	3,343	3,176
鳥取県	257	254	248	8	8	8	2,351	2,429	2,284
島根県	446	450	450	7	7	7	847	913	893
山陽	1,864	1,872	1,893	60	62	62	13,097	14,541	14,961
岡山県	520	510	527	18	19	18	5,372	5,870	6,230
広島県	776	800	794	28	29	28	5,304	6,084	6,105
山口県	568	562	572	15	15	15	2,422	2,588	2,626
四国	1,931	1,850	1,951	47	47	47	8,973	9,558	9,819
徳島県	412	382	397	9	9	9	1,692	1,798	1,903
香川県	591	566	603	16	16	16	3,023	3,172	3,329
愛媛県	585	568	585	16	16	16	3,353	3,580	3,678
高知県	343	334	366	7	7	7	906	1,008	909
全国計	36,928	37,050	38,030	1,196	1,240	1,246	322,699	344,399	348,531
中国四国のシェア	12.2%	11.9%	11.9%	10.2%	10.0%	10.0%	7.8%	8.0%	8.0%

図 - 4 - 3 製造品出荷額の推移



資料：経済産業省「工業統計表（産業編）」

- 注：1) 食品製造業とは、食料品製造業と飲料・飼料・たばこ製造業を合わせたものである。
 2) 従業者数は百の位を四捨五入し、製造出荷額は千万の位を四捨五入した。
 3) 中国・四国及び地域合計はラウンドのため一致しない。

イ 外食産業の動向

外食産業市場規模はわずかに減少、外食率は横ばい

外食産業の市場規模は、個人消費の伸び悩み等の影響を受け、平成9年(1997年)をピークに減少傾向にあり、平成18年(2006年)、平成19年(2007年)はわずかに増加したものの平成20年(2008年)に再び減少し、24兆5千億円で、平成9年(1997年)のピーク時に比べ16%減少しています。

一方、そう菜、弁当類、調理パン製造等のいわゆる中食産業は、近年における単身世帯の増加、女性の就労意欲の向上、個食化等のライフスタイルの変化等により、外食産業がほぼ横ばいで推移しているなか、その市場規模を年々拡大しており、平成20年(2008年)における推計値は前年をわずかに下回ったものの、約6兆5千億円と外食産業の4分の1の規模に達しています(表 - 4 - 5)。

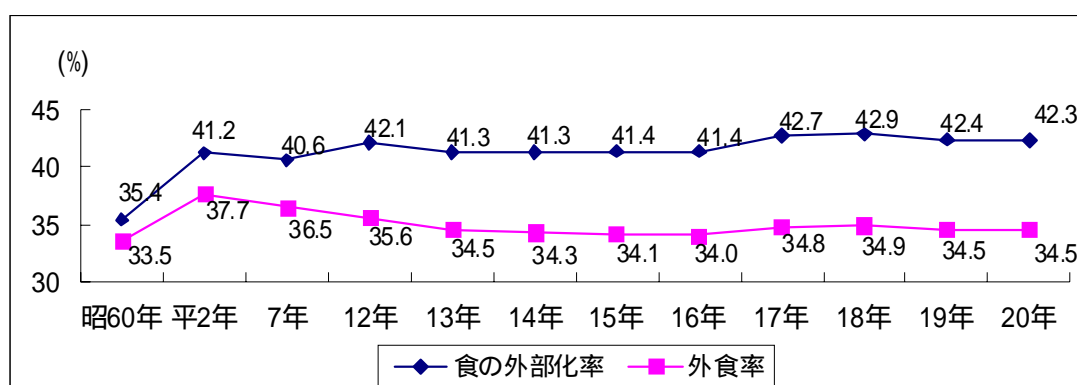
表 - 4 - 5 中食産業と外食産業の市場規模の推移(全国) 単位：億円

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
外食産業の市場規模	254,484	245,684	244,825	243,903	245,523	245,908	244,836
中食産業の市場規模	60,911	61,410	61,692	63,518	64,410	64,987	64,695

資料：(財)食の安全・安心財団附属機関外食産業総合調査研究センター(推計)

また、平成20年(2008年)の外食率は34.5%で平成19年(2007年)と変わらず、外食率に中食を加えた、いわゆる食の外部化率は42.3%となっており、平成19年(2007年)からわずかに減少しています(図 - 4 - 4)。

図 - 4 - 4 外食率、食の外部化率の推移(全国)



資料：内閣府「国民経済計算報告」(家計の食料・飲料・煙草支出)、(財)外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」(外食と料理品の市場規模)、(社)日本たばこ協会調べの輸入品を含む煙草販売額。

注：1)外食率 =
$$\frac{\text{外食産業市場規模}}{(\text{家計の食料・飲料・煙草支出} - \text{煙草販売額}) + \text{外食産業市場規模}}$$

2)食の外部化率 =
$$\frac{\text{外食産業市場規模} + \text{料理品小売業}}{(\text{家計の食料・飲料・煙草支出} - \text{煙草販売額}) + \text{外食産業市場規模}}$$

中国・四国地域の外食産業の現状を一般飲食店でみると、平成 21 年(2009 年)の外食産業の事業所数は、3 万 6,352 店、従業員数で 23 万 2,816 人と、全国の約 1 割(事業所数：9.0%、従業員数：7.3%)を占める重要な産業となっています。

事業所数を業種別に見ると、喫茶店が 24.9%と全国の 19.1%を大きく上回っており、次いで食堂、レストランが 17.1%(全国 15.7%)、お好み焼店が含まれるその他の飲食店が 12.6%(7.8%)となっています(表 - 4 - 6)。

表 - 4 - 6 外食産業(一般飲食店)の事業所数及び従業員数(2009 年)

産業分類	事業所数 (箇所)	構成割合 (%)	従業員数 (人)	構成割合 (%)
中国四国合計	36,352	100.0	232,816	100.0
食堂、レストラン	6,229	17.1	45,353	19.5
日本料理店	3,675	10.1	30,412	13.1
中華料理店	3,749	10.3	23,427	10.1
焼肉店	1,892	5.2	15,835	6.8
その他の専門料理店	2,724	7.5	24,770	10.6
そば・うどん店	2,672	7.4	18,584	8.0
すし店	1,765	4.9	15,300	6.6
喫茶店	9,065	24.9	29,250	12.6
その他の飲食店	4,581	12.6	29,885	12.8
全国合計	403,085	100.0	3,178,608	100.0

資料：総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査(速報)」(事業所に関する集計)

ウ 食品流通部門への支援

食品流通における規制緩和の進展、消費者ニーズの多様化等による競争が激化するなか、経営環境のめまぐるしい変化に積極的に対応しようとする意欲を持った事業者を支援するため、食品流通構造改善促進法に基づく食品生産製造等提携事業により、必要な施設整備等に対し、長期低利での資金融資等の支援措置が行われています。

中国・四国地域における平成 22 年度(2010 年度)の食品流通構造改善計画の認定状況は 6 件で、その主な事業内容は、安定的な取引の確立やスーパーマーケット店舗の整備(4 億円の融資)等となっています。

(2) 卸売市場の動向

卸売市場は、国民に対して安定的・効率的に生鮮食料品等を供給する使命を有していますが、近年、流通全体に占める比率が下がってきています。

食料の消費・流通形態の変化に対応するため、第 9 次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画が策定されました。

ア 卸売市場の役割

生鮮食料品等の流通に基幹的な役割

卸売市場で取扱う生鮮食料品等は、日々の生活に欠かすことのできないものですが、生産が自然条件の影響を受けやすいこと、鮮度・品質の保持が重要であること、商品

の規格化・統一化の困難なものが多いこと等から、取引の適正化と生産・流通の円滑化を図り、国民生活の安定に資することを目的として、卸売市場制度が設けられています。

卸売市場は中国・四国地域に 366 市場が開設され、生鮮食料品等の安定的・効率的な流通網を形成しています（表 - 4 - 7）。

表 - 4 - 7 卸売市場数

単位：施設

市場区分	中国	四国	中国四国	全国
中央卸売市場	5	5	10	75
地方卸売市場	109	88	197	1,207
政令規模未満市場	86	73	159	580
合計	200	166	366	1,862

資料：1)管内の中央市場は平成 22 年（2010 年）4 月、その他は平成 21 年（2009 年）4 月。中国四国農政局調べ

2)全国の中央市場は平成 22 年（2010 年）4 月、その他は平成 20 年（2008 年）4 月。農林水産省総合食料局流通課調べ

注：政令規模未満市場とは中央及び地方卸売市場以外の卸売市場で、卸売場の面積が青果物 330 m²、水産物 200 m²（産地市場 330 m²）、肉類 150 m²、花き 200 m² 未満のものをいう。

イ 卸売市場の取扱高の推移

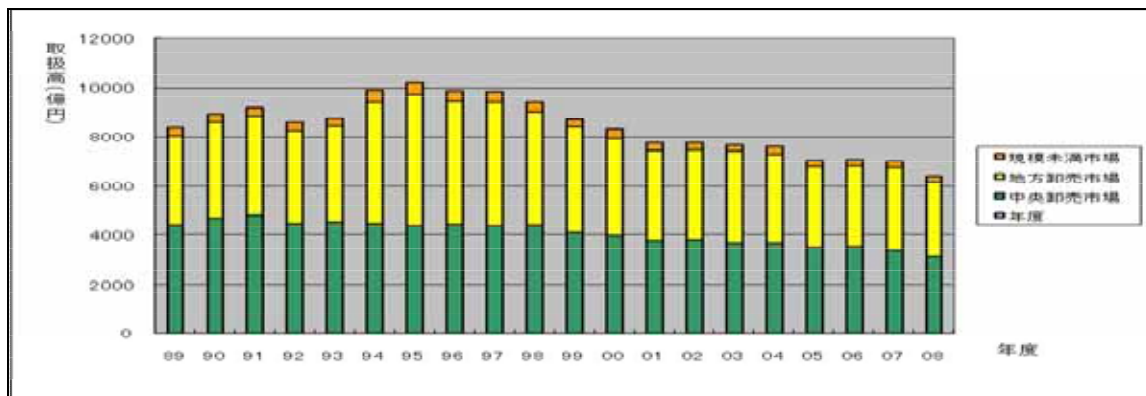
低下続く取扱高・経由率

卸売市場の取扱高は、中央卸売市場が平成 3 年度(1991 年度)をピークに、また、地方卸売市場が平成 7 年度(1995 年度)をピークに、いずれも減少傾向にあります。市場経由率(全流通量に占める市場流通量の割合)も年々低下しています(図 - 4 - 5、図 - 4 - 6)。

こうしたなか、卸売市場については、加工・調製体制の強化やコールドチェーンの整備等による生産・消費ニーズへの的確な対応、公正で効率的な取引の徹底、環境問題への対応等、社会的要請への適切な対応が求められています。

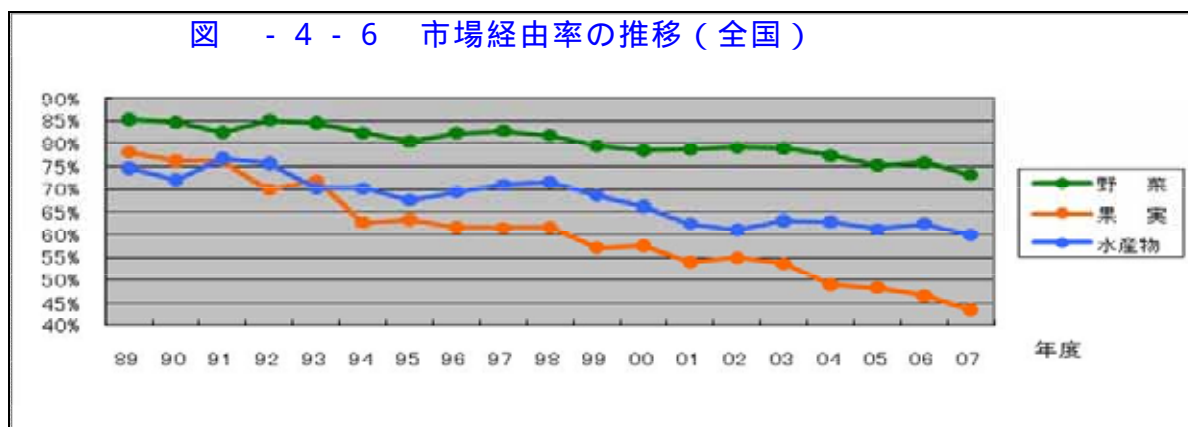
また、卸売業者、仲卸業者の経営基盤強化や、市場が一体となり、経営戦略的な視点を持ち運営することが必要となっています。

図 - 4 - 5 卸売市場形態別取扱高の推移（中国・四国）



資料：農林水産省「卸売業者事業報告書」及び「地方卸売市場等に関する調査」

図 - 4 - 6 市場経由率の推移（全国）



資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により農林水産省で推計
注：重量ベースによる率

ウ 卸売市場の再編、体制整備等

卸売市場の再編整備

中央卸売市場整備計画に基づき、平成 22 年(2010 年) 4 月に松山市中央卸売市場中央市場花き部が、また、平成 23 年(2011 年) 3 月に同市場水産市場が地方卸売市場に転換しました。また、岡山市中央卸売市場花き部が平成 24 年(2012 年) 4 月の地方卸売市場への転換を計画しています。

エ 卸売市場の整備方針

第 9 次卸売市場整備基本方針の策定

卸売市場整備基本方針は卸売市場法に基づき、おおむね 5 年ごとに農林水産大臣が定めているものです。平成 22 年(2010 年) 10 月に、平成 27 年(2015 年)を目標年度とし、経営戦略的な視点を持った市場運営の確保、卸売市場間の機能・役割分担によるネットワークの構築、コールドチェーンシステムの確立等を内容とする第 9 次基本方針が定められました。

(3) 容器包装及び食品リサイクルに向けた取組

ア 容器包装リサイクル法とただ乗り事業者対策

容器包装リサイクル法の理解が不十分な事業者への対応を強化

(容器包装リサイクル法施行後の経過)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年(1995 年)公布(通称：容器包装リサイクル法))は、平成 12 年(2000 年)施行後一部改正を経て、現在に至っています。

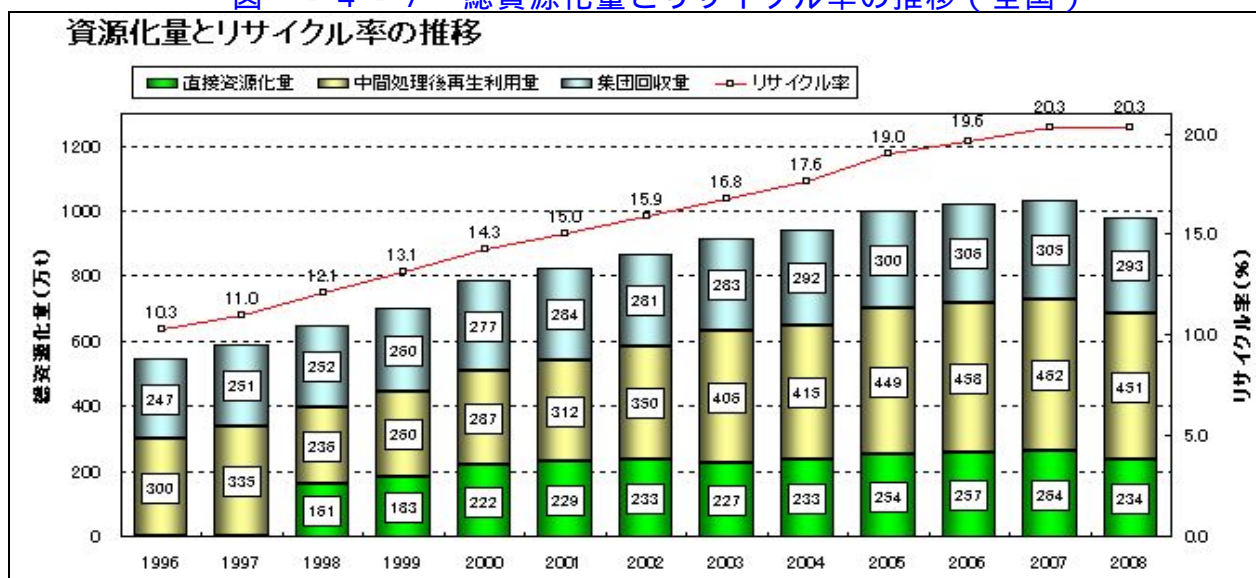
分別収集実施市町村の増加や一般廃棄物量の減少など、制度の普及やその成果は認められるものの、法律の理解が不十分な事業者が依然として存在するため、法的措置を含めた再商品化義務不履行事業者(以下「ただ乗り事業者」という。)対策の強化や普及啓発を継続して行っているところです。

(リサイクルの現状)

一般廃棄物の総排出量は、ピーク時の平成 12 年(2000 年)と比較すると約 12%減少しています。また最終処分量も比例して減少しており、ゴミ排出量の削減に関しては、順調に取組が進められていると考えられます。

しかし、リサイクルの実施率は、頭打ちの状況となっており、今後、再商品化方法の在り方、リサイクル商品の利用推進とともに、プラスチック製廃棄物の焼却処分、PET ボトルの海外流出等も含めて、現行のリサイクルシステムについての検討が必要と考えられます(図 - 4 - 7)。

図 - 4 - 7 総資源化量とリサイクル率の推移(全国)



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(1996～2008年)

(ただ乗り事業者対策)

点検調査等を通じた義務履行の要請・指導を継続実施しているものの、再商品化義務を履行しない「ただ乗り事業者」が依然存在していることから、点検調査による普及啓発、再商品化義務の履行促進を行い、その一環として、法的措置(法第 19 条に基づく指導通知、法第 20 条に基づく勧告通知)を実施しました。

今後、点検調査等、制度啓発・履行状況の確認と履行指導を行い、適正な義務履行の推進を図ることとしています。

また、平成 20 年度(2008 年度)から実施している「容器包装多量利用事業者の定期報告」(容器包装を 50 t 以上利用者した小売業者が対象)についても 3 年目を迎え、対象事業者への報告要請・作成指導等を引き続き実施しています。

なお、本定期報告について取りまとめたデータを、今後の事業者指導等へ活用することとしています。

イ 食品リサイクル制度の現状と課題

食品循環資源の再生利用等の実施に一定の成果

(食品リサイクル法施行後の経過)

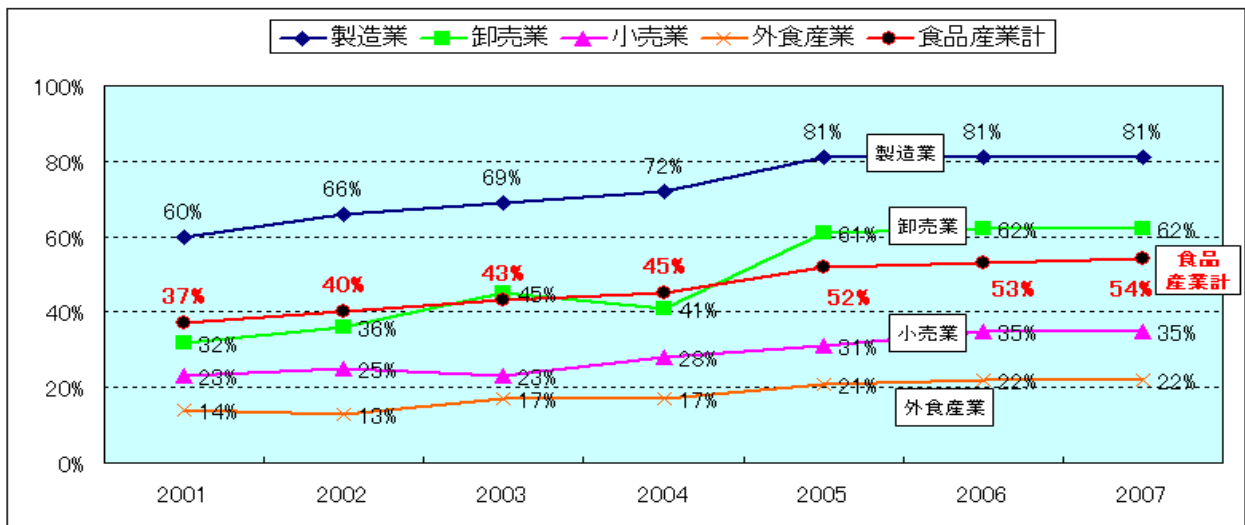
平成 12 年(2000 年)6 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が制定され(平成 13 年 5 月施行)、全ての食品関連事業者は、平成 18 年度(2006 年度)までに、食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量の実施率を 20%以上に向上させることを目標として、取組実施を推進してきました。

法施行以降、食品関連業界全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は 50%を越え、一定の成果は認められたものの、事業者業種間の実施格差が大きくなりました。

特に、食品流通の川下である食品小売業・外食産業のリサイクルへの取組の低迷が見受けられました(図 - 4 - 8)。

こうした状況の改善を図るため、平成 19 年(2007 年)6 月に食品リサイクル法が改正(12 月 1 日施行)され、「新たな再生利用等実施率目標の設定」、「定期報告義務化」、「再生利用方法等の追加(熱回収等)」、「再生利用事業計画認定制度の見直し」等、食品関連事業者に対する指導監督を強化するとともに、事業者の取組が円滑に行われるよう改善されました。

図 - 4 - 8 食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料：農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

(食品リサイクル法の推進)

改正法において、食品関連事業者の指導監視の強化として義務化した「定期報告」(対象：年間 100t 以上食品廃棄物を排出する事業者)を主に、点検調査業務等を通じて排出状況・取組状況の確認、適正報告の指導、取組啓発等を実施しました。

なお、本定期報告については、農林水産省において 2 年分の実績を取りまとめ・公表し、今後のリサイクル取組の参考資料等へ活用することとしています。

(優良な再生利用の推進)

食品循環資源の再生利用を取り組みやすい環境に整えていくため、食品リサイクル法では、優良な再生利用を行うリサイクル業者を育成することを目的とした「再生利用事業者登録」制度と、食品廃棄物を廃棄・処理製造・利用生産の3段階を1つの計画として認定する「再生利用事業計画認定(ループ計画)」制度を設けています。

平成23年(2011年)3月31日現在、中国・四国地域では、登録数20事業者(全国169事業者)、計画数2件(全国29件)が認定されており、現在も登録・計画各1件の新規申請の承認手続きを進めています(表 - 4 - 8)。

表 - 4 - 8 中国・四国地域における県別登録事業者数

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	計
再生利用事業者登録数	2	1	1	6	3	2	1	2	2	20
再生利用事業計画認定数	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2

資料：中国四国農政局作成